

村  
鳥取県公報

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日は、  
次に登録する日)

鳥取県告示第二百二十六号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定に基  
き、医療機関を次のように指定したので、生活保護法施行規則(昭和二十  
五年厚生省令第二十一号)第十二条の規定により告示する。

昭和四十一年四月三十日

告白

示

◎告 示 生活保護法による医療機関の指定

生活保護法施行規則に基づく診療所を廃止した旨の届出  
国民健康保険法による国民健康保険医の登録  
国民健康保険医の登録があつたものとみなされるもの  
国民健康保険法第三十七条第一項に規定する療養取扱機  
関として届出の受理があつたものとみなされるもの

指 定 年 月 日 名 称 所 在 地 診療科名 開設者名  
昭和四十一年三月三十一日 岩井医院神戸分院 鳥取市中砂見三七〇番の1 内科、小児科 岩井 博

のべ、開設規則第二項の規定により次のとおり告示する。

昭和四十一年四月三十日

鳥取県知事 石 研 二 朗

名 所 在 地 期 止 年 月 日

鳥取市国民健康保険神戸診療所 鳥取市中砂見三七〇番地の一 昭和四十一年三月三十一日

鳥取県告示第二百二十八号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)第三十九条第一項の

規定に基づき、国民健康保険医の登録をしたので、療養取扱機関の届出の  
受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する命令

(昭和三十三年政令第三百六十三号) 第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十一年四月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録の記号及び番号 氏 名 登録の年月日

鳥田医一、一五三号 小西 洋一 昭和四十年十月一日

鳥取医一、一五三号 小西 洋一 昭和四十年十月一日

鳥取県公報 第3728号

昭和41年4月30日 土曜日 鳥取県公報

鳥取県告示第二百一十九号

国民健康保険法施行法（昭和三十三年法律第百九十三号）第十五条第二項の規定により国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第三十九条第一項に規定する登録を受けたものとみなされるものを、療養取扱機関の中出の受理並びに申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十一年四月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録の記号及び番号 氏 名 登録の年月日

鳥田医一、一五三号 原 宏 昭和三十四年一月一日

鳥取県公報 第13号 (号外)

昭和41年4月1日 金曜日 鳥取県公報

賀露町土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

理事 浜部謙五郎 鳥取市賀露町八六六番地

村上 林一 八三〇

浜谷 政巳 八五三

松田 雄三郎 八七五

上根 順藏 八七四

中村 長一 九一〇

岸田 丸次 九一二

清水 美光 九五七

坂口 宏作 八八九

小玉良太郎 八九一

山根 義治 八五八

小林 和美 八二九

安藤 鉄雄

安藤 鉄雄

鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行

(当該が休日には、  
当該の翌日)

◇告 示 土地改良区の役員の退任等

告

示

就任した役員の氏名及び住所

